

まちづくりのエキスパートを育成します

まちづくりプログラム



2021年度 学生募集のお知らせ

出願期限

第1回募集：2020年10月16日
第2回募集：2021年1月8日



政策研究大学院大学

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE FOR POLICY STUDIES

INDEX

- 03 はじめに
- 04 本プログラムの特徴／教育の特徴
- 06 教育の内容
- 08 担当教員
- 10 修業年限・修了要件／修了生・在籍生派遣元／修了生のメッセージ
- 12 修士論文の概要
- 14 カリキュラム



はじめに

政策研究大学院大学長

田中 明彦



政策研究大学院大学(GRIPS)は、「政策及び政策の革新にかかわる研究と教育を通して、我が国及び世界の民主的統治の発展と高度化に貢献すること」を建学の理念に掲げ、この理念を達成するべく国内外の政府部門で働くミッドキャリアの行政官等を対象に世界最高水準の公共政策大学院教育を実施してきました。

アジアのプレミアポリシースクールとしての地位を確立・強化し、公共政策大学院の国際ネットワーク拠点としての発展や充実を図るという将来ビジョンのもと、GRIPSは修士課程の強化に取り組んでいます。

近年、日本の都市は、規模の大小を問わず、中心市街地の空洞化や衰退、人口減少に逆行する市街地の面的拡大、地域産業の停滞といった困難な状況に直面しています。しかしながら、多くのまちづくり施策が実証的な根拠に基づかないまま講じられ、十分な効果をあげることが出来ていないのが現状です。GRIPSでは、都市再生本部事務局や国土交通省などの関係機関と密接な連携を保ちつつ、2008年に新しい教育プログラム「まちづくりプログラム」を開講し、「法と経済学」による実証分析手法に基づいて国、地方公共団体、独立行政法人等のまちづくり戦略を的確に企画・立案できる修士号(公共経済学、政策法学又は公共政策修士)取得者を各界に送り出しています。まちづくりプログラムでは、「法と経済学」、実証分析の手法、まちづくりに関するノウハウや予防法務を含め実際の現場で役に立つ法・経営技術、まちづくりを取り巻く社会経済的環境に関する知識を提供することによって、総合的な政策・戦略立案能力の向上や説明能力の向上を図ることを目的とした学際的で実践的な教育プログラムを提供しています。

また近年、国・地方・民間を問わず、知財の重要性が認識される中で、知財実務と技術に明るく、知財政策や知財戦略を企画・立案して実行し、適切な専門的知見により解析・評価することができる知財エキスパートの育成が急務となっています。GRIPSではこうした社会的要請に応えるため、知的財産戦略推進事務局や関連機関と密接な連携を保ちつつ、2004年に「知財プログラム」を開講し、高度の素養を身につけた修士号(公共経済学、政策法学又は公共政策修士)取得者を送り出してきました。2015年度からはまちづくりプログラムと統合して知財コースとし、効果的な知財教育プログラムを提供してきました。次年度においても、「法と経済学」に関する基礎理論をはじめ、経済学の基礎・応用、知的財産法を中心とする法的素養、官民の知財法務・知財実務、先端科学技術の動向などに関する広範な科目を提供します。また、本学の専門性の高い専任教員の講義等に加え、中央省庁、裁判所、弁護士、弁理士、企業研究者等、各界を代表する知財や政策全般の第一人者を講師に迎えて、実用性を重視したカリキュラムを構成し、高度な教育プログラムを提供します。

本学のまちづくりプログラムは、「法と経済学」に立脚したまちづくり分析手法や国際標準の知財教育を提供している日本で唯一のプログラムです。ここには、様々なバックグラウンドを有した意欲と能力に溢れる学生が集い、日々切磋琢磨しています。GRIPSでの経験は、知識と実務能力の習得を超えて、各人のキャリア形成における貴重な財産となっていると思います。また、外国人留学生が60%以上の学生数を占めるGRIPSという環境は、みなさんに彼らと切磋琢磨するグローバルな機会を提供すると共に、将来の世界各国の指導者となりうる彼らとの絆を深めることができるものです。これからますます多くの人たちがこのプログラムに参加し、キャリア形成に生かすことを期待しています。

21世紀の世界は、経済発展、安全保障、地球環境、人口問題、格差問題、科学技術の進歩への対応など国内外にわたる多くの政策課題を抱えています。GRIPSとともに、これら世界的課題に挑戦してください。

本プログラムの特徴

まちづくり教育 ～地域のまちづくりを担うエキスパートを育成～

少子高齢化の進展、人口減社会への突入などの大きな社会変革の中で、日本の都市は多くの危機的な課題に直面しているが、これに対処する施策の立案や実践は、理論的分析等が十分にされていない従来型のものにとどまっている。また、NPOなど新たなまちづくりの担い手の出現にも十分対応できず、変革期のまちづくりを的確に進められない現状にある。

まちづくりプログラムではこのような現状を打破するため、まちづくりを実践している官民の政策担当者等を対象として、法と経済学の知見とともに、社会学、地域政策学、地域コミュニティ論、都市計画学、都市構造論等の知見をも駆使した多角的で学際的な分析手法を体系的・実践的に習得できる教育プログラムを提供する。特に、さまざまな施策の優劣を判断し必要性・根拠を説明するノウハウと予防法務を含めた実践的法技術等を教育することに留意している。さらに、他大学などとの連携を図りつつ、都市環境、福祉、住民との協働など、まちづくりの最新の課題について理論と実践を学ぶことで、地域のまちづくりを担うエキスパートを養成する。特に地方分権の推進や市町村の合併を受けて、まちづくりにおいて重要な役割を果たすことが期待される基礎自治体である市の職員に対しては、法と経済学をはじめとする社会科学の知見を身につけることで地域での政策の実践において大きな効果が期待される。

知財教育 ～知財立国を創る人材を養成～

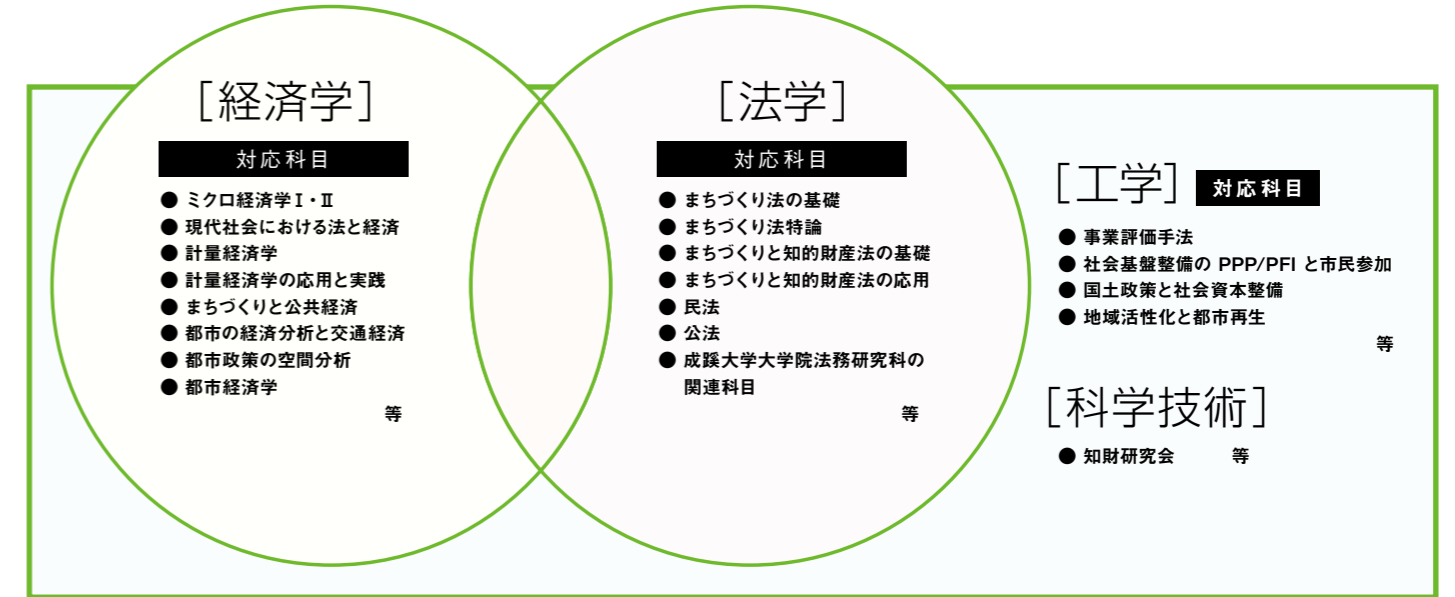
21世紀は知財の時代といわれる。産業の国際競争力を高め、経済・社会の活性化を図るためには、知財の創造・保護・活用を通じた知的創造サイクルを確立していくことが不可欠である。このためには、国、地方自治体、その他公的機関を始めとして、民間企業、弁理士・弁護士等の関連専門職などが知的創造サイクルに積極的に働きかけていくことが必要となる。現在、知財実務と技術に明るく、知財政策・戦略の企画立案、実行と評価を適切な専門的知見により解析することができる知財エキスパートの育成が急務となっている。

こうした要請を受け、本学は学内外の気鋭の知財研究者・専門家を集結し、知財と政策に関する世界に誇れる人材を養成すべく2004年に知財プログラムを開講した。知財プログラムでは、科学技術を全体のベースとしつつ、法学と経済学の大きな柱を「法と経済学」の視点から緊密に連携させることで、各分野の断片的な知識の提供ではなく、法律、経済、科学技術の首尾一貫した教育プログラムを提供してきた。2015年度までに70人を超える知財エキスパートが本学から誕生し、中央官庁、地方自治体、民間企業等において知的創造サイクルの中心的担い手として目覚ましい活躍をしている。2015年度からは、知財プログラムとまちづくりプログラムを統合しており、今後はまちづくりプログラムの一環として、より効果的な教育プログラムを提供する。

多様な学生が一同に会し切磋琢磨することは、教育効果をより一層高めるだけでなく、各人のキャリア形成における貴重な財産となるだろう。これまでの専攻や経歴にとらわれず、様々なバックグラウンドを有する学生を受け入れる。意欲と能力にあふれる人材に期待する。

教育の特徴 ～「法と経済学」の方法論から「まちづくり」・「知財」を学ぶ～

- 1 法律、経済、工学、科学技術の基本的な講義科目を必修とし、共通の学術的素養・方法論を習得する。
- 2 地域政策、産業政策、先端技術等の関連領域についても最新の課題に対応したプログラムを提供する。
- 3 気鋭の研究者や、第一線で活躍する専門家、実務家による多彩な講義を受講することで、専門的知見と応用能力を磨く。
- 4 ケーススタディを通じて、多様なバックグラウンドを持つ学生が議論を重ねることで、総合的な政策・戦略立案能力を身につける。
- 5 一年間で自治大学卒業資格と本学修士号の両方の取得が可能。また、成蹊大学法科大学院、高崎経済大学との連携による単位互換を措置している。



- 官庁、企業の実務家、弁護士等による「実践的な講義」
- +
- 自治大学校との連携
- +
- 高崎経済大学による地域の実情をふまえた「ケーススタディ」
- +
- 成蹊大学法科大学院による法学の「高度な方法論」

総合的な
政策・戦略立案
能力を形成

知財教育に期待する

三菱電機株式会社 特別顧問
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 最高顧問

野間口 有



近年、技術の高度化や複雑化が進むことにより、単独の企業がイノベーションを起こすことは困難になってきています。企業間の技術開発競争は、世界規模で展開されるとともにハイスピード化しており、産業競争は、もはや企業間の競争というよりも、国の産業政策や成長戦略を反映した国家間の競争となっています。

このような環境の中、我が国においてイノベーションを起こし産業競争力を強化するには、学の実験成果と官の資金を活用する従来の産学官連携の枠組みだけでなく、多様なプレーヤー（産業界、大学・公的研究機関等）が相乗的・相補的に連携して、多様なゴールを目指すオープンイノベーションを取り入れた新たなイノベーションの枠組みが期待されており、イノベーション活動を支えるインフラとしての知的財産制度の役割や、個々の企業の知財戦略等についても大きな変化が求められています。

こうしたイノベーションの枠組みの変化に伴い、産業界や大学・公的研究機関における知的財産専門人材の重要性は益々高まっています。産業界と大学・公的研究機関が共同して研究開発を行う研究コンソーシアム等の知的財産戦略、知的財産マネジメントを通じたオープンイノベーションの促進と先端技術のスピーディーな社会普及、知財戦略と対をなす国際標準化活動を通じた先端技術のグローバルな流通の促進及び知財と標準化におけるオープン・クローズ戦略など、知的財産専門人材には、専門知識のみならず、グローバルな視点と先見性・戦略性をもって、知的財産権をテコに世界の技術発展と社会改革に貢献することが求められており、ひいては我が国産業界の競争力強化にも資するものと確信しております。

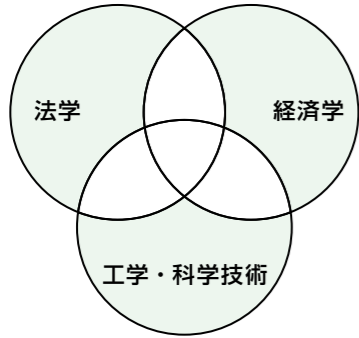
政策研究大学院大学のまちづくりプログラムによる知財教育では、行政機関において知的財産制度の立案に携わる知的財産専門人材のみならず、産業界や大学・公的研究機関が求めるこうした知的財産専門人材を養成するプログラムとして、大いに期待しています。

教育の内容

プログラムの教育は、共通コア能力の育成とタイプ別能力の育成に分かれる。まちづくり・知財や法と経済学に関する基本的な能力をまず育成し、その手法を利用して個別の問題に応用する能力を育成する。

第一ステップ

[共通コア能力の育成]



まず、第一ステップでは、学生全員に関して、共通のコア能力として、「法と経済学」の手法をベースに戦略的なまちづくり・知財政策を立案できる能力を育成する。この目的を達成するために、主に、「法と経済学」をベースに、各分野の方法をまちづくりや知財の視点から有機的に結びつけた体系的かつ高度なカリキュラムを編成し講義を実施する。法学系、経済学系の専任教育スタッフによる講義に加え、さらに産学官の連携の視点から、関係省庁の行政官、弁護士や企業の実務家等の外部講師を招いたオムニバス講義も実施することで、実践的能力を養成する。また、成蹊大学法科大学院、高崎経済大学、自治大学校における開講科目の単位認定を可能とし、多様な講義の受講機会を設けることで、多様な視点の涵養をする。

第二ステップ

[タイプ別応用能力の育成]

第二ステップは第一ステップの共通コア能力を土台として、まちづくりプログラム、知財コースともに様々なタイプのエキスパートの応用能力を養成する。この目的を達成するために、主に、各学生に対して、法学系や経済学系等異なるバックグラウンドを持つ教員を組み合わせた複数指導体制をとり、各タイプに応じた論文テーマ、分析手法により応用能力を磨くインテンシブな論文指導を実施する。また、この個別指導に加え、学生と関連教員全員が出席する論文指導ゼミを開催し、多様な視点について議論する場を設けることで、応用能力の幅と深さを広げる。

まちづくり教育

- 1 立法政策エキスパート
- 2 まちづくり実践エキスパート
- 3 まちづくりビジネスエキスパート
- 4 まちづくりプロフェッション

現行法による規制の理由や、税制や予算の必要性を説明でき、現行法の不備が社会に不利益をもたらす損失を計量評価し、適切に法律、条例を立案できる人材の育成。

都市計画や条例等による建築規制や都市開発事業が、住宅・オフィス市場や、都市の環境・景観・アメニティに及ぼす影響を実証的に評価できる人材の育成。

都市開発事業が都市の環境・景観・アメニティや、地方財政に対して及ぼす影響を客観的に計測し、これを住民や行政に対して根拠をもって説得できる人材の育成。企業会計や不動産税制に関する制度改革に迅速に対応し、土地所有者に対する不動産有効活用や資金調達のためのコンサルティングを遂行できる人材の育成。

弁護士、不動産鑑定士、税理士、司法書士、再開発コーディネータ、宅建主任者、マンション管理士等、まちづくりに関連する専門家を対象として、隣接関連職種との資格取得を支援しつつ、住民や行政からも高い信頼を得た地域のまちづくりを担う専門家育成。

知財教育

- 1 政策立案エキスパート
- 2 知財管理エキスパート
- 3 国際地域開発エキスパート

国家レベルで、知財の創出、活用、保護に関する効果的な政策を立案、実行、事後評価できる人材を育成する。修了者は、中央官庁における知財政策等の担当者として、わが国の知的創造サイクルを確立し知的財産立国を推進していくことが期待される。

地域や企業において、知財の創出、活用、保護に関する効果的な施策を立案、実行、事後評価できる人材を育成する。修了者は、地方公共団体における知財政策等の担当者として、知識集約型の地域振興・活性化を推進していくことが期待される。また、民間において知財関連業務に携わる実務家として、知識集約型産業の発展に寄与していくことが期待される。

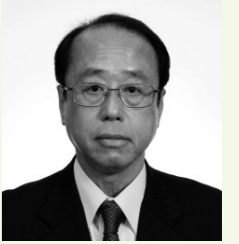
知財法制度が異なる諸外国との関係を考慮した知財政策を立案、実行、事後評価できる人材を育成する。修了者は、中央官庁や国際機関における知財政策等の担当者として、国際的な知財制度の枠組みづくりや知識集約型の技術移転等を推進していくことが期待される。

上記に加え、国内外、学内外の研究者、実務家を講師とする知財・まちづくりセミナーを開催することで、政策的な課題を分析する実際の手法を修得させる。

「まちづくりプログラム」に期待する

内閣総理大臣補佐官

和泉 洋人



平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人に迫る未曾有の大災害となった。その衝撃は深く我々の心に刻みつけられると同時に、防災に対する従来の考え方に根本的な見直しを迫るものとなった。

その後も毎年のように我が国は災害に見舞われ、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などにより関西国際空港の閉鎖や電力のブラックアウトなど我々がこれまでに経験しないような被害が発生した。我々は首都直下地震や南海トラフ地震など、予想される大規模な自然災害への備えを急がなければならないことは言うまでもないが、わが国のインフラが脆弱であることを踏まえ、様々なリスクにさらされている国民の生命と財産、更には生活や経済活動を断固として守るための「国土強靱化」が、焦眉の急となっている。徹底した防災・減災対策、老朽化対策など、政府は一丸となって取り組みを進めているところであるが、まちづくりに関しても例外であってはならない。

また、我が国のまちなかの衰退が叫ばれて久しい。少子高齢化や地域経済の停滞の中で、既成の市街地では空洞化や衰退が進み、地域の核となるべき都市の求心力は低下しつつある。また、地方では、人口減少を契機に地域経済が縮小し、それがさらに人口減少を加速させるという悪循環に陥る恐れがあり、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。このような人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、政府では都市再生や中心市街地活性化などの様々な取組を継続するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略や国家戦略特区などにより、地方創生を強力に後押ししているところである。

一方、2021年に開催が延期されたものの、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会は、世界の熱い注目が集まる好機である。この機を捉え、被災地が復興した姿、全国の地域の魅力を発信するとともに、共生社会や生涯現役社会の構築を目指すことが肝要である。また、本年、世界的に流行している新型コロナウイルスへの対応として、わが国でも、外出や営業の自粛、リモートワークへの移行等も行われてきたが、これらを踏まえまちづくりの在り方についても、今後、さらに検討を進める必要がある。

現在のまちづくりが抱える課題は幅広く、かつ奥が深い。「まち」は、そこで生活し、業務を営む者のあらゆる活動が高度に集積された場である。それらの都市的生活・都市的活動の結果、派生してくる諸課題を解決する際に求められる知識・技術の領域は極めて広範かつ多岐にわたる。これまでも都市が抱える課題に対し、法学・経済・建築・都市工学・景観などの各分野の専門家により、様々なアプローチがなされてきたが、都市が抱える課題は、これら全ての分野が密接に関連しつつ、一体的・総合的に解決を求められるものである。そういう意味では、幅広い分野に精通した「まちづくり」のスペシャリストの養成を目指す本プログラムの試みは野心的であり、これからのまちづくりの担い手として真に必要な人材を育て得るものであろう。本プログラムが、意欲あるまちづくりの担い手に深い専門性と幅広い技術・知識を与え、安全で豊かな地域の形成をけん引する若きリーダーたちの育成に寄与することを期待している。

「まちづくりプログラム」への期待

国土交通省
都市局長

北村 知久



我が国の社会は、人口減少・少子高齢化の急速な進展、大規模自然災害の頻発、グローバルな都市間競争の激化といった大きな変化の渦中にあります。こうした変化に対応しつつ、安全・安心で活力に溢れた魅力あるまちを築くためには、住民の生活利便性やサービス産業の生産性を維持・向上し、地域経済の活性化等を図るため、防災・減災対策と連携しながら、都市のコンパクト化を進めることが求められています。

また、近年多くの地域で、人間中心の豊かな生活の実現とイノベーション創出の好循環を目指して、都市内の公園、広場などの公共ストックを活用しつつ、官民一体でまちづくりを行う取組も進められています。地域を持続的に発展させていくためには、多様なまちづくりの担い手が連携しながら、マネジメントを行う活動を全国に広げていく必要があります。

官民データやAI、IoTなどの新技術を活用し、まちの課題を解決する「スマートシティ」をまちづくりの基本コンセプトと位置づけていくことも重要です。さらに、今回の新型コロナウイルス危機を踏まえ、都心のオフィスや満員電車といった都市の過密が、改めて課題として顕在化しました。テレワークの急速な普及や移動制限に伴い自宅の近所の公園や商店街が見直されるなど、私たちの暮らしにおいて「働き方」と「住まい方」の調和が一層重視されるものとなっています。こうした状況を踏まえ、今後のまちづくりのあり方を考えていくことが求められています。

このように解決すべき課題が複雑化・多様化し、また、地域ごとに異なる現代においては、行政やデベロッパーだけではなく、地域住民・団体、大学、金融機関などの企業といった、多様な主体がまちづくりの担い手として相互に協力・協調し、産業や医療・福祉など関係諸分野間での連携を図ることが欠かせません。そのため、まちづくりの担い手にとって、広く全体を見渡す「鳥の目」、細部に注目する「虫の目」、社会の流れや変化を捉える「魚の目」を持つための工学や法学、経済学、統計学といった基礎学問は、ますます重要になっています。例えば、都市開発プロジェクトの立上げやまちづくりの政策立案にあたって多様な関係者による合意形成を図るためには、社会経済全体の潮流を捉えて事業や施策の持つ意義、地域にもたらす効果を理論的・科学的根拠に基づき説明し、地域の実情も踏まえ持続可能なスキームを構築する力が要求されるでしょう。

我が国の都市は、大きな転換点を迎えています。その未来は不確実性に満ちていると同時に、大胆に変身しうる大きな可能性を秘めており、今、日本中で新しい時代のまちづくりを担う人材が求められています。こうした中で、本プログラムから、優れたまちづくりの担い手が多く輩出されることを大いに期待しています。

担当教員

本学は、まちづくり政策と知財政策を専門とするスタッフを擁し、各種プログラムを通じて、高度な学術的知見を有する政策立案担当者、実務家の養成を行ってきた。本プログラムでは、本学の充実したスタッフを中心に、自治大学校をはじめとする国の機関や他大学とも積極的に連携を図ることで、極めて高水準な教育を実施する。

常勤教員等

福井 秀夫 教授 まちづくりプログラムディレクター

専門は、行政法・法と経済学。都市住宅政策、司法改革、政策と市場の関わり等を研究対象としている。本プログラムでは、政策の得失について、法と経済学の観点から分析する講義を行う。

岡本 亮介 准教授

都市経済学を専門とし、産業立地、公共財、交通問題、など様々な観点から地域間資源配分について研究している。

下村 郁夫 名誉教授

専門は、行政法、行政学、社会学。政策概念の明確化、都市開発事業などの事業制度の設計を研究対象としている。本プログラムでは、論文指導等を行う。

細江 宣裕 教授

貿易、農業、電力等の規制の影響分析、災害の影響と復興問題について、応用一般均衡モデル等を用いてシミュレーション分析を行う。とくに、データの利用可能性が限られた中で政策決定・評価するために、経済的影響を「見える化」することに注力する。

矢ヶ崎 将之 専任講師

ミクロ経済学、応用計量経済学を専門としている。労働市場における男女間賃金格差について、ミクロ理論、実験、計量分析を用いて分析している。本プログラムでは、ミクロ経済学、計量経済学や論文指導などを担当する。

※本頁の肩書きは2020年7月時点のものを掲載しております。

高橋 正史 教授	まちづくりプログラム副ディレクター
専門は、行政法・行政学。国土交通省等で、都市・住宅政策、公物管理行政、公共用地行政等を担当してきた経験も活かして指導に当たる。本プログラムにおいては、まちづくり法の基礎等の講義を担当する。	

金本 良嗣 特別教授	(電力広域的運営推進機関 理事長)
専門は都市経済学、公共経済学、交通経済学。本プログラムでは、「都市政策の空間分析」を河端瑞貴、森岡拓郎両先生と共同で担当するとともに、修士論文指導を担当する。	

専門は都市経済学、公共経済学、交通経済学。本プログラムでは、「都市政策の空間分析」を河端瑞貴、森岡拓郎両先生と共同で担当するとともに、修士論文指導を担当する。

菅原 賢 教授

専門は、防災政策。特に建築物の防災政策、都市の防災政策等を研究している。

本丸 哲也 准教授

専門は、道路政策。NEXCO 東日本において高速道路整備と一体となったまちづくり、交通分析、新規事業の開発等を経験。本プログラムでは、まちづくりと経済再生等の講義を担当する。

これまで指導をお願いしてきた外部の教員等

安念 潤司 (中央大学法科大学院教授)

憲法の専門家で、知財法にも造詣が深い。また、日本知財学会の創立メンバーでもあり、国際的にも活動している。

板垣 勝彦	(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授)
専門は行政法、地方自治法、都市・住宅法。民間委託などを中心に研究している。本プログラムでは、行政法の重要な判例の分析を通じて、法解釈の基本的な能力を養成することをねらいとする。	

専門は行政法、地方自治法、都市・住宅法。民間委託などを中心に研究している。本プログラムでは、行政法の重要な判例の分析を通じて、法解釈の基本的な能力を養成することをねらいとする。

加藤 一誠 (慶應義塾大学商学部教授)

専門は交通経済学。最近は、道路や空港を中心としたインフラ整備、運営形態および維持管理の資金調達に関心をもって研究を進めている。

玉井 克哉 (東京大学先端科学技術研究センター教授・信州大学経法学部教授)

知的財産法・行政法・産学連携論の研究者。平成28年度からクロス・アポイントメントで信州大学教授を兼任。

手塚 広一郎

(日本大学経済学部教授)

専門は交通経済学、産業組織論、公益事業論など。産業組織論の見地から、交通・運輸の市場における「競争政策のあり方」に着目して研究をしている。

橋本 博之	(慶應義塾大学法科大学院教授)
専攻は行政法。行政救済法や行政裁量論について研究している。また、政策法務という学問分野の確立に向けて、さまざまな活動を行っている。	

専攻は行政法。行政救済法や行政裁量論について研究している。また、政策法務という学問分野の確立に向けて、さまざまな活動を行っている。

前川 耀男 (練馬区長)

東京都において三十有余年、福祉行政の政策立案、都政の総合計画の策定、都政全般の運営の企画調整などに携わってきた。

紋谷 崇俊 (弁護士・弁理士・NY州弁護士・金沢工業大学虎ノ門大学院客員教授ほか)

専門は知的財産法。経済産業省知的財産政策室課長補佐として知財政策や知財法改正に従事し、欧米で知財制度や競争政策を研究。国内外で弁護士等として知財紛争や取引に関与。

吉田 修平 (弁護士)

専門は不動産法。特に定期借地権、定期借家権、終身借家権など、最新の借地借家の法律関係を得意分野とし、国土交通省等で専門委員を多く歴任するほか、著作も多数。また、マンション問題及び相続・事業承継等も手がけている。

和泉 洋人	(内閣総理大臣補佐官)
専門は住宅・都市政策。住宅都市分野の政策立案に40年携わってきた。本プログラムでは都市再生の現状と課題に関し講義を行う。	

専門は住宅・都市政策。住宅都市分野の政策立案に40年携わってきた。本プログラムでは都市再生の現状と課題に関し講義を行う。

小川 博雅 (専修大学経営学部専任講師)

ミクロ経済学やゲーム理論を用いた組織分析が専門であり、特に組織内部の情報伝達について研究している。本プログラムでは、ミクロ経済学I・IIを担当する。

塩澤 一洋	(成蹊大学法学部教授)
民法、著作権法を専門とする研究者である。またITにも造詣が深く、長年、法学教育におけるIT利用を促進している。慶應義塾大学、多摩美術大学で民法、知的財産法を教える他、カンボジア民法を現地の王立大学と国立大学で教えている。	

民法、著作権法を専門とする研究者である。またITにも造詣が深く、長年、法学教育におけるIT利用を促進している。慶應義塾大学、多摩美術大学で民法、知的財産法を教える他、カンボジア民法を現地の王立大学と国立大学で教えている。

鶴田 大輔 (日本大学経済学部教授)

専門は金融論、応用ミクロ経済学。特に中小企業の金融に注目した実証研究を行っている研究者である。現状の制度のもとで、市場がどのように機能しているかを実データに基づき計量的に分析し、社会的に望ましい経済政策を考案することを目的としている。

中川 雅之 (日本大学経済学部教授)

専門は、住宅政策、都市防災対策の政策評価。特に、公共政策の政策評価やNPMなどの新しい行政技術を用いた効率的な政策の企画立案に資する研究を行っている。

日高 賢治	(日高東亜国際特許事務所所長・弁理士)
専門は、知的財産政策、科学技術政策。特許庁に21年勤務し、日本版プロパテント政策の企画・立案に参画。中国北京での3年間の駐在経験から、模倣品や技術流出問題を中心とした政策のあり方、制度設計を研究。	

専門は、知的財産政策、科学技術政策。特許庁に21年勤務し、日本版プロパテント政策の企画・立案に参画。中国北京での3年間の駐在経験から、模倣品や技術流出問題を中心とした政策のあり方、制度設計を研究。

三井 康壽 (元国土事務次官兼総理府阪神・淡路復興対策本部事務局長)

専門は、都市・地域政策。国土・建設行政における政策立案に、四十有余年来、携わってきた。特に、天草大災害や阪神・淡路大震災の復興事業を指導した実務経験を踏まえ、防災行政・復興計画に関する講義を行う。

山村 能郎 (明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授)

専門は、都市経済学、計量ファイナンス。不動産市場、債券市場の計量経済学分析、開発投資行動のモデル化を通じた政策評価の研究を行っている。

修業年限・修了要件など

修業年限	原則1年	修了要件	30単位以上修得（希望する学位に応じた必修科目を要修得）
学 期	変則4学期制（春・秋は各16週、夏・冬は各8週）		修士論文作成
研究指導	法学、経済学、実務家など、複数分野の教員による指導	学 位	修士（政策法学）、修士（公共経済学）、修士（公共政策）

修了生・在籍生派遣元（2020年4月1日現在）

- *中央省庁**：衆議院、参議院、国土交通省、内閣府、財務省、農林水産省、文部科学省、函館税関、財務省、東京税関、横浜税関、大阪税関
- *地方自治体**：秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、石川県、岐阜県、和歌山県、京都府、奈良県、岡山県、島根県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、青森市、仙台市、水戸市、つくば市、坂東市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、川崎市、川口市、本庄市、朝霞市、四街道市、印西市、港区、台東区、中野区、杉並区、荒川区、練馬区、足立区、八王子市、横浜市、川崎市、海老名市、富山市、高岡市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、芦屋市、鳥取市、下関市、高松市、北九州市、長崎市、鹿児島市
- *企業・法人等**：第一法規株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京都住宅供給公社、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、清水建設株式会社、シャープ株式会社、東京ガス株式会社、中国電力株式会社、特殊業務法人共生国際特許事務所、学校法人立命館、日本道路公団、財団法人地方自治情報センター、西武信用金庫 等

「まちづくりプログラム」に期待する

国土交通省
住宅局長

眞鍋 純



「令和」という新しい時代を迎えた我が国では、総人口が10年以上前から減少し、3年後の2023年以降には、総世帯数も減少に転じることが見込まれています。人口減少・少子高齢化が本格化する中で、多発する災害やコロナ禍という世界的な危機下において、国民生活を支える基盤である住宅と安全な住環境の整備を進めることは重要な政策課題です。こうした社会経済情勢も踏まえながら、今後の住宅政策の指針となる「住生活基本計画（全国計画）」について、新たな計画の策定に向けた議論が進められています。

豊かな暮らしの実現に向け、個々人の多様化・高度化するニーズへの対応を進めるとともに、働き方改革の推進の観点から、医療・介護・子育てなど他のセクターと幅広く連携し、若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる環境整備や、耐震性能・省エネ性能等が確保された安全で質の高い住宅・建築物ストックの形成、増加が見込まれる空き家の有効活用、密集市街地の改善整備等による安全性の向上、まちづくり施策と連携した地域の魅力ある空間づくり等を進めていくことも必要です。これらの実現に向けて、国、地方公共団体、住宅・不動産事業者、民間金融機関など、多様な関係機関で活躍する人材を育成し、また、情報化が急速に進む中で人材のネットワークを強化していくために、各機関の連携は大変重要なポイントです。

政策研究大学院大学の「まちづくりプログラム」では、まちづくりに関する多くの法律や実践的な経済学の知見、まちづくりに影響を与える社会経済環境とその変化に関する最新の知識、分野を横断する学際的な実証分析手法の提供など、実践的で学際的な教育プログラムが提供されています。このプログラムを通じ、これからの社会に求められるまちづくり政策や地域戦略を立案する能力、必ずしも利害が一致しない関係者間で合意形成を図る能力を備えた人材の育成は、誠に時宜に叶った有意義なものと考えます。

新しい時代の未来像を描くため、意欲ある人材が「まちづくりプログラム」に参加し、貴大学に集い、互いに切磋琢磨され、また、様々な絆を深めることによって、地域のまちづくりを担うエキスパートとして巣立ち、政策の企画立案、実践において活躍し、これからのまちづくりに貢献されることを大いに期待致します。

まちづくり関連修了生のメッセージ

奥山 龍太郎 さん(衆議院事務局、2019年度修了生)

まちづくりプログラムで学んだ一年間は、私にとって非常に有意義な経験となりました。「法と経済学」の授業では、政策実施の根拠を理論的に考えるとともに、政策が本来の目的とは全く別の影響を及ぼしてしまうことがあるということを学びました。修士論文では、計量経済学的手法を用いて、無電柱化による便益を家賃・地価の上昇として計測し、無電柱化による部屋からの景観向上についての効果を実証的に示しました。論文執筆にあたっては、指導教員の先生方やまちづくりプログラムの関係教員の先生方から丁寧かつ熱心なご指導を頂きました。また、まちづくりプログラムには、地方自治体や省庁・独立行政法人、民間企業等から学生が派遣されており、年齢や所属機関、専門分野も異なる方々と共に学び、意見を交換する中で、かけがえのない友人関係を築くことができました。まちづくりプログラムで培った知識、人脈を生かして、今後の業務に励んで参りたいと考えております。

谷田 家菜 さん(台東区、2019年度修了生)

「まちづくり」と聞くとインフラなどハード面を想像される方が多いと思います。私自身、これまで技術職として緑化土木行政に携わってきましたが、本来のまちづくりとはハードとソフトの面が表裏一体であり、両方からのアプローチが無ければ解決できない課題が多岐にわたって存在します。まちづくりプログラムに入学し、これまで専門的に学ぶ機会がなかった経済学や法学は「政策」を企画・立案するために必要な基礎であり、それらをグラフや数字で可視化することで、政策が具体的に社会へどのような影響をもたらすのかソフト面から深く学ぶことができました。一年間という限られた時間の中で政策の基礎を学び、研究するという作業は大変ではありましたが、とても濃密で実務では得られない経験を積むことができました。また、自分とは違った職歴や様々な省庁や自治体から派遣されてきた学生の仲間たちと一緒に学ぶことができたのは私の人生の宝です。人としても成長することができたと感じられる一年間でした。ぜひ、まちづくりプログラムでいろいろな方と交流をもち、様々なことに挑戦してほしいと思います。

田村 俊和 さん(清水建設株式会社、2019年度修了生)

私が GRIPS に入学を希望した理由は、「自分自身の業務を客観的に見られる柔軟な思考を手に入れるため」です。まちづくりプログラムでは「法と経済学」の視点から、客観的データに基づいた多角的視点による事象の分析を学ぶことができました。私は仕事で再開発事業に携わっています。自身の仕事の社会的影響や客観的評価を考えることは難しいものではありませんが、まちづくりプログラムで学んだことで多少なりともその力を得ることができたと思っています。また、省庁や地方公共団体等から私とは全く異なる背景を持つ学生が集まり同期として共に一年間過ごしたことは、大変貴重で有意義な経験になりました。さらには、官民が密に連携し、互いに足りない部分を補い合いながら政策立案することの重要性を感じました。この一年で得た知識や経験を活かして今後の業務を推進すると共に、柔軟性のある思考を持ち多方面への影響も踏まえながら、社会に貢献して参りたいと思っています。

津田 純也 さん(奈良県、2019年度修了生)

まちづくりプログラムではまちづくりに関する知識を学ぶこともさることながら、政策課題や政策形成について法律や経済学を用いて理論的に考え、計量経済学で統計的に考えるスキルを1年かけて身につけます。「法と経済学」の講義では、政策が住民に利益をもたらすとは逆の結果を生み出していることがあることも分かりました。各分野でご活躍されている先生からアドバイスを頂きながら政策について考えることや、年齢も経歴も異なる仲間と学生という同じ立場で互いに切磋琢磨して学問に励むことは、普段の業務では経験できない大変貴重な経験となりました。まちづくりプログラムで学んだ一年間は、今後業務に携わることにおいて、新たな視点で仕事に取組むことのできる足掛かりになったと思います。

知財関連修了生のメッセージ

斎藤 義和 さん(財務省函館税関、2017年度修了生)

知財コースでは、知的財産について、法律や制度の学習にとどまらず、学識者、実務家などによる講義により、先端技術のイノベーション、ベンチャー起業支援や地域ブランドなどのまちづくり、企業の知財戦略といった関連分野まで広く学習できるのが特徴的だと感じました。もうひとつの特徴である「法と経済学」に関する講義を通じて、知財創造のインセンティブや知財の独占といった知財制度がもたらす影響を経済学的に理解できたのは非常に価値ある体験でした。私の所属する税関では、知的財産侵害物品の水際取締りを重要課題のひとつとしていますので、知財コースでのこのような経験が大きく活かされると考えています。また、社会における知的財産の創造、活用、保護の重要性は今後とも増していくと思われることから、知財教育は、私のように現に知財制度に関わりがある職場に限らず、それ以外のより広い分野の人材育成にも役立つのではないかと考えます。

須澤 健太郎 さん(東京ガス株式会社、2014年度修了生)

まちづくりプログラム知財コースで学んだ1年は、私にとって大変実りのある時間でした。プログラムの前半は、法学、経済学、先端技術、知的財産に係わる授業の履修により、多様な視点を育み、課題へ気付くことが多くなっていきました。後半は、その気付きに基づき修士論文を書いていきます。その過程では、学内外の先生方との活発な議論により、見落としていた課題や視点に新たに気付くことがしばしばでした。当学で学んだ「法と経済学」をベースにした考え方は、事業環境の変化が速い時代において、業務で活用する機会がますます増えていくと感じています。また、当学の強みは履修する授業や論文作成にのみあるものではありません。他企業、官公庁、団体、多様な地域や国から入学した方々との出会いは、私の人生において宝物になっています。

修士論文の概要 ～改革に向けた数々の有益な政策を提言～

本プログラム修士論文には、まちづくり・知財に係る制度に関する緻密な理論的分析、関係する主体の具体的な行動に着目した実証的分析、さらにはそれらを踏まえた独創的政策提言など、優れた研究結果が示されている。特に、まちづくり・知財に関する制度・政策について、本プログラムの学生たちの研究は「法と経済学」の視点から実際の組織行動・人間行動に着目したアプローチを行っている。

まちづくり関連

● 「廃校施設利活用の実態と周辺地域に与える影響―東京都と栃木県を事例として―」

川端さやか(宇都宮市から2019年度派遣、修了後は都市整備部都市計画課所属)

本論文は、少子化を背景にした公立小中学校の閉校の増加と残された施設の効果的・効率的な活用方法や適正な管理方法、活用の促進の施策を実証分析と事例調査を組み合わせで論じたものである。近隣の廃校が一定の条件のもとで負の外部性があることを示し、廃校施設の活用には、目に見える費用・便益だけでなく外部性を考慮した活用用途を決定すること、自治体による民間事業者の支援策が不可欠であること、廃校施設の植栽管理や警備等の適正な管理を実施し、負の外部性を抑制することが必要であることを提言した。

● 「軽度患者の救急車過剰利用抑制についての考察―奈良県を事例として―」

津田純也(奈良県から2019年度派遣、修了後は県土マネジメント部まちづくりプロジェクト推進課所属)

本論文は、軽度患者の救急車利用傾向と救急車要請の集中により発生する外部不経済、行政の取組による軽度患者の救急車利用の抑制効果について、奈良県の救急搬送者データを用いて実証分析を行ったものである。電話相談窓口対応、緊急時に相談できる医師の存在、地域で看る体制の整備等が救急車の利用抑制に一定の効果があることを示し、軽度患者による救急車の利用抑制に効果的な取組を行うこと及び救急車の有料化について検討を進めていくことが必要であることを提言した。

● 「行政による避難勧告等の発令が住民の避難行動に与える影響について」

吉本圭佑(長崎県から2019年度派遣、修了後は文化観光国際部物産ブランド推進課所属)

本論文は、台風等の影響による土砂災害や浸水被害が頻繁に発生する長崎県における過去10年間の避難勧告等の発令実績を基に、避難勧告等のリスク情報の住民への提供が実際に住民の避難行動につながっているか実証分析を行ったものである。全域に発令すると避難率の低下を生じること、警戒レベルの導入は避難率に影響がないこと、行政による情報発信だけでは避難率の向上に限界があることを示し、避難率を向上させ、災害時の人的被害を減らすための政策として、細かい地域に絞った避難勧告等の発令、被災リスクの高い住民への火災保険の義務化等を提言した。

知財関連

● 「併用医薬発明の特許による保護について～ピオグリタゾン事件判決とその影響を踏まえた考察～」

斎藤義和(財務省函館税関から2017年度派遣、修了後は東京税関総括知的財産調査官)

本論文は、併用医薬特許について間接侵害等が争われたピオグリタゾン事件に関し、判例研究等の先行研究でなされた提案を整理し解決策を考察すると共に、併用医薬の承認件数によるエビデンス分析から、併用医薬の開発インセンティブの増加を目的とした医療行為に対する医師の免責事項の規定は積極的に支持できないと提言している。

● 「農産物の売上高向上と地域団体商標登録戦略について～出荷量との関係に着目して～」

須澤健太郎(東京ガス株式会社から2016年度派遣、修了後は東京ガス株式会社技術企画部知的財産室所属)

本論文は、みかんを題材にとり、地域団体商標登録の効果が存在するかを出荷量に注目して定量化した研究である。出荷量が上昇している傾向のある生産団体が地域団体商標登録を行っているという逆の因果関係が存在する可能性も認識した上で、地域団体商標取得が出荷量を増やしていることを実証している。

▼ その他にも以下のようなテーマで修士論文を発表しています。

まちづくり関連

「リノベーションが周辺家賃・価格に与える影響について―馬喰横山町、清澄白河、蔵前を題材として―」中山裕一(都市再生機構、2019年度)

「医療頻回受診のモラルハザード研究」足立原洋(海老名市、2018年度)

「既存建築物における耐震改修が家賃・価格に与える影響について」岡野大志(国土交通省、2017年度)

「長期未着手都市計画道路が建物更新に与える影響～長崎市を事例として～」片山稔夫(長崎市、2017年度)

「線路近接地への保育施設等開業が周辺地域に与える影響について」岡田泰之(東日本旅客鉄道、2016年度)

「環境性能表示義務はマンションの環境性能を上げるか?～広告時の性能見える化と企業の行動変容に関する実証分析～」宮森剛(国土交通省、2016年度) (都市住宅学会学生論文コンテスト(卒業論文・修士論文部門)優秀賞を受賞)

「低層住宅地における最低敷地面積規制とその長期的影響に関する実証分析」柴田陽子(芦屋市、2015年度) (都市住宅学会学生論文コンテスト(卒業論文・修士論文部門)優秀賞を受賞)

「建築基準法の規制強化が既存建築物の増築・建替えに与える影響について」野原邦治(国土交通省、2015年度) (都市住宅学会学生論文コンテスト(卒業論文・修士論文部門)優秀賞を受賞)

「東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制が地価に与える影響について」小澤彩子(荒川区、2014年度) (2014年度都市住宅学会学生論文コンテスト(修士論文部門)奨励賞を受賞)

「管理不全空き家等の外部効果及び対策効果に関する研究」粟津貴史(国土交通省、2013年度) (『都市住宅学』第87号に掲載、2013年度都市住宅学会 東北・関東支部 学生論文コンテスト(修士論文部門)最優秀賞を受賞、日本不動産学会2013年度湯浅賞(研究奨励賞)修士論文部門を受賞)

知財関連

「発明保護の負担低減・長期化が出願数・登録数に与える影響」星文之(東京ガス株式会社、2015年度)

「中堅企業の特許取得が金融機関からの資金調達に与える影響」成田美咲(財務省、2014年度)

「早期審査制度が企業の研究開発に与える影響について」坂本松昭(東京ガス株式会社、2014年度)

「知的財産高等裁判所の設置による訴訟への影響について～最高裁判所との関係から～」

細田督博(財務省、2013年度)

「大学等における発明者の所属機関と権利帰属機関の相違の特許権の利用に与える影響」深萱恵一(独立行政法人理化学研究所、2012年度)

「特許権の存続期間の延長制度が新薬の研究開発投資に与える影響について」佐野哲(静岡県、2011年度)

「企業の農業参入が農業の生産性向上に与える効果」佐藤明日香(財務省、2010年度)

「特許・プールによる競争促進効果の研究 ―MPEG-2を事例とした実証分析―」相澤芳弘(東京ガス株式会社、2009年度)

「著作権法犯の法定刑引き上げの犯罪抑止効果に関する実証分析 ―強盗犯と比較して―」牛山敦(衆議院法制局、2007年度) 日本語版が『法と経済学研究』2009年第4巻第1号に、英語版が“The Japanese Economy” Vol.36(2),2009に掲載

「特許無効リスクに関する研究」新山隆一(シャープ株式会社、2007年度)

加筆・修正した「特許権の不安定性・不確定性に起因するリスク低減政策の考察」が『日本知財学会誌』2008年第5巻第1号に掲載、

「特許の無効性に影響を与える要因の分析」が『日本知財学会誌』2008年第5巻第2号に掲載

修士論文の全文、概要、講評についてはまちづくりプログラムホームページ (<http://www3.grips.ac.jp/~up/paper.html>) および、知財教育ホームページ (<http://www3.grips.ac.jp/~ip/paper.html>) にて公開しています。

まちづくりプログラム

論文紹介ページ
はこちら

.....▶



知財教育

論文紹介ページ
はこちら

.....▶



区分	授業科目	単位	講義概要
I 必修科目	ミクロ経済学Ⅰ	2	適切な政策・制度設計を考える際に必要となるミクロ経済学の基礎を学ぶ。
	ミクロ経済学Ⅱ	2	市場メカニズムの機能と限界を理解した上で、我が国に存在する規制や法的介入がどのような場合に求められるのかを学ぶ。
	現在社会における法と経済	2	法と経済学の基礎的な考え方を解説するとともに、これを踏まえた方の具体的現場に関する各論について政策問題として論じる。
	知財・まちづくり政策論文演習	2	関係教員による研究の個別指導及び年数回の研究発表会を通じ、論文演習を行う。
	世界とSDGs	1	SDGsが合意されるに至った思想的・実践的・政治的背景を分析し、それぞれの目標の提起する諸課題を検討する。
II 選択必修 科目	計量経済学	2	経済現象や政策を評価する際に必要となる統計的手法の基礎を実践的に学ぶ。
	計量経済学の応用と実践	2	統計手法に基づいて、経済現象や政策の効果を実証分析する手を習得する。
	まちづくり法の基礎	2	都市計画法における開発規制、建築基準法における単体規定および集団規定等について、政府介入の根拠と運用実務を学ぶ。
	地域サービスと経済再生	2	少子高齢化に適応した地域サービスを伴った住宅・まちづくりの政策について学ぶ。
	まちづくりと公共経済	2	都市生活を舞台に、なぜ公共部門が様々な経済活動に関与しているのか、望ましい公共部門というのはどういったものなのかを学ぶ。
	まちづくり法特論	2	関係機関と連携し、まちづくり関連法規の最新の動向、背景、直面する課題を具体的に学ぶとともに実践的政策立案手法を学ぶ。
	都市の経済分析と交通経済	2	都市内部の空間構造等について経済学的に分析するとともに、交通計画策定手法を学び、交通政策の意義を経済学的に分析する。
	事業評価手法	2	ケーススタディを通じて自治体政策の実証分析手法について習熟するほか、都市開発事業に関する企業のビジネス戦略・実務について学ぶ。
	民法	2	民法の体系を把握し、その本質を追求し、個々の制度の意義を本質と体系の中に位置づけて民法をひとつの有機体として捉えられるようになることを目的として学ぶ。
	III 選択科目	公法	2
まちづくり政策特論・知財政策特論		2	海外での現地調査等を踏まえて、まちづくり施策・知財施策の法と経済分析を実践する。
まちづくりと知的財産法の基礎		2	多くの単行法に分類する知的財産法の全体像を概観し、知的財産権の実体的内容や権利付与に関する手続の特色を学ぶとともに、実例を取り上げつつ、知的財産権を核としたまちづくりについて学ぶ。
まちづくりと知的財産法の応用		2	種苗法、実用新案法、意匠法、商標法等について、他の法律との関連において概説するとともに、著作権に係る5つの側面（①法律ルール、②司法救済、③契約・ビジネス、④教育、⑤国際問題）を総合的に学ぶ。
国土政策と社会資本整備		2	国土計画の歴史的展開と将来動向を踏まえ、国土政策と手段としての社会資本整備政策について論ずる。
地域活性化と都市再生		2	地域活性化や都市再生に係る政策・制度について、成果を挙げている最新事例の理解を高めつつ、学ぶ。
Infrastructures Systems Management		2	社会資本の建設から維持・更新に至るまでの一連の流れについて、動的最適化の考え方にもとづき、様々な意思決定とその評価を構成する手法について学ぶ。
社会基盤整備のPPP/PFIと市民参加		2	民間参加、市民参加等、多様化する社会資本整備の方法について現状を理解し、各方法についての基礎的な内容を学習する。
マクロ経済学		2	標準的なマクロ経済学の理論習得を目的として、長期の古典派マクロモデル、超長期の経済成長モデル、短期の景気変動モデル等を学ぶ。
まちづくりと経済再生		2	地方創生、経済成長に寄与する都市再生の手法やそうした取り組みを推進するための政策について学ぶ。
費用便益分析		2	費用便益分析の基礎理論と現実の政策分析への応用について学ぶ。
ゲーム理論		2	複数の意思決定者の行為が相互に影響しあう戦略的環境を簡潔に記述する言語体系であるゲーム理論について、初歩を学習する。
都市経済学		2	現実経済を空間的視点で分析するための方法について学ぶ。
都市政策の空間分析		2	現実の都市政策を都市経済学のツールを用いて分析評価する方法を学ぶ。
地方行政論		2	地方自治法を中心に我が国の地方自治制度及びその運用、問題点及び改革の方向性について、歴史的・国際的な視野の中で、社会経済の変化や自治の現場の実態も踏まえ、学ぶ。
地方財政論	2	地方財政制度および自治体税財政運営について学習するとともに、講義のほか意見交換を交え、その問題点、改革の方向を探る。	

※上記の授業科目については、現時点で全ての開講が確定しているものではありません。

分野横断的基礎学問に裏打ちされた まちづくりエキスパートの育成を

東京大学大学院
工学系研究科都市工学専攻
教授

浅見 泰司



都市をとりまく環境は、著しく変化してきている。これまでの都市計画では、市街地拡大圧力をいかに制御するかという視点から制度が形作られてきた。市街地拡大のもとでは、拡大しやすい方向だけを緩めて、他を抑えれば市街地の発展を制御できた。しかし、今後は、人口減少時代に入っており、まもなく世帯数減少時代にも入る。そのため、都市が縮小することが一般化することになる。にもかかわらず、都市計画制度は拡大時代の枠組みを大きくは変えていない。

このような大きな変革の時代に、まちづくりの実践者は何をすべきなのだろうか。今までのルール・業務慣例を見習うのでは不十分であることは明らかである。つまり、各人が制度提案も含め、創意工夫を行って新たな道を切り開いていくしかないのである。都市の実情を的確に把握し、制約条件は何なのか、都市の進むべき方向性は何なのか、それはなぜなのか、そのためにどのような社会制度体系が必要なのか、それを進めていくためにはどうすればよいのか。このような思考を適切に行ない、かつ実践できることが大切である。

まちづくりを行う上でのもう一つの課題は行財政事情である。国における赤字はもちろんのこと、地方財政においても、極めて厳しい状況に置かれている。にもかかわらず、急激な少子高齢化により社会福祉上のニーズは高まるばかりであり、まちづくりに割ける予算は潤沢ではない。公共事業や補助金など、公共が大きな費用負担をする従来型の枠組みは期待できない。このため、まちづくりにおいては、地域自らのマネージメントという視点が欠かせない。また、無駄のない効率的な施策の実施が行政においてもより強く求められることとなる。だからこそ施策や事業の妥当性検証がより重要になるのである。

このような技能の習得は、今までのような工学、法学、経済学といった単一学問分野のみの学習では十分ではない。むしろ、これらの分野が十分に融合し、複数の学問分野の知見を縦横無尽に使いこなせることが望ましい。このまちづくりプログラムは、その意味で大きな存在意義を有すると言える。分野横断的基礎学問に裏打ちされたまちづくりエキスパートが育成され、今後のまちづくりを担っていただけることを期待している。

まちづくりを担うエキスパートの育成に期待

森ビル株式会社
代表取締役社長

辻 慎吾



現代は「都市の時代」です。グローバル化が進み、人や企業は易々と国境を越え、もっとも有利で魅力ある大都市を選択しています。世界の人々から選ばれる都市には、人・モノ・金・情報が流れ込み、イノベーションや新たなムーブメントが次々と起こります。それらが世界に発信され、集積がさらなる集積を呼びます。私はこのエネルギーを「都市の磁力」と呼んでいますが、現代はまさに「都市の磁力」が国家を牽引する時代です。

都市の磁力は「都市の総合力」で決まります。「経済」や「居住」など、一つの側面だけではなく、全てを包含した「総合力」が重要です。そこで、森記念財団都市戦略研究所では、各都市の総合力を「経済」「研究・開発」「文化・交流」「居住」「環境」「交通・アクセス」の6分野70指標で評価しています。この「世界の都市総合力ランキング」によると、2008年の調査開始以来ずっと4位だった東京は、2016年に初めてパリを抜き、ロンドン、ニューヨークに続く3位に浮上しました。

3位浮上の背景としては、国が「都市再生」を国家戦略のひとつと位置づけ、安倍政権による各種経済政策や、国家戦略特別区域法の制定、都市計画法の特例導入等の制度改革や規制改革に取り組みされてきたことなどが挙げられます。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催も追い風となり、今まさに、都市再生の絶好の機会が到来しています。

この機を活かし、都市の磁力を高めるには、「経済」「研究・開発」「文化・交流」「居住」等、様々な分野での速やかな政策実行、政策効果の検証、さらにそれを受けた適切な政策の見直しを図っていくことが重要です。

長年まちづくりに取り組んできた立場として、本学において、このような幅広いまちづくりの理論や実務を体系的に学ぶことができるプログラムが導入され、着実に実績を上げてこられたことを、大変、心強く感じております。政策担当者のみならず、まちづくりに関わる方々が幅広い知見を身に付け、同じステージで対話を重ねることによって、日本が抱える様々な課題を解決するまちづくりが、スピード感をもって推進できるようになるでしょう。ここで学ばれた方々が、「まちづくりを担うエキスパート」として各地で活躍され、日本の都市の総合力の一層の強化にいかんなく力を発揮されることを期待しております。

入学選抜の概要

出願するための資格

原則として、学士の学位を有する者又は2021年3月までに取得見込みの者で、専門的職業人又は研究者若しくは教育者となりうるかどうかについて、本人の能力を評価しうる者2名により作成された推薦状を提出することが出来る者。

選抜の方法

第1次審査及び第2次審査の2段階選抜を行います。第1次審査は書類選考により行います。第2次審査は、第1次審査の合格者に対して筆記試験(論文)及び面接を行います。

入学者選抜の日程

2021年度の入学生のための試験日程は、次のとおりです。

	第1回試験	第2回試験
出願期限	2020年10月16日	2021年1月8日
第1次審査 合格発表	2020年11月4日	2021年2月1日
第2次審査(筆記試験)	2020年11月11日	2021年2月8日
同 (面接)	2020年11月12日又は13日	2021年2月9日又は10日
第2次審査 合格発表	2020年11月24日	2021年2月24日

学 費

検 定 料 : 30,000 円
 入 学 料 : 282,000 円 (予定)
 授業料(年額) : 535,800 円 (予定)

問い合わせ先

政策研究大学院大学 アドミッションズオフィス

[住 所] 〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1

[電 話] 03-6439-6046 [F A X] 03-6439-6050

[E-mail] admissions@grips.ac.jp

※ 詳細については「修士課程国内プログラム学生募集要項」を参照してください。
 学生募集要項は、本学ホームページ
 (<http://www.grips.ac.jp/jp/>)に掲載されています。

路線図



周辺地図

